

第18回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年4月7日（火）20時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告
- 3 各局発言
- 4 本部長指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 4月6日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	335,524	9,562
ス ペ イ ン	124,736	12,418
イ タ リ ア	128,948	15,887
ド イ ツ	100,024	1,576
中 国	81,708	3,331
フ ラ ン ス	70,478	8,078
イ ラ ン	58,226	3,603
英 国	47,806	4,934
ス イ ス	21,023	558
ベ ル ギ ー	19,691	1,447
そ の 他	252,005	7,240
合 計	1,246,192	68,634

※ 199の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 4月6日12時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	1,040	12
大 阪 府	409	3
千 葉 県	238	1
愛 知 県	227	20
神 奈 川 県	226	6
兵 庫 県	195	11
北 海 道	194	8
埼 玉 県	174	4
京 都 府	111	0
福 岡 県	109	0
そ の 他	646	8
合 計	3,569	73

※チャーター便帰国者15名、空港検70名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 1,116名（4月6日20時00分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・都内在住者 1,113名（うち死亡者30名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- 3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
4月 1日 第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月 3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月23日 第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
3月27日 第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月30日 第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 1日 第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 6日 第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組みことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定

- ・ 文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・ 「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・ 内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・ 「都としての新たな対応方針」策定
- ・ 内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・ 1都4県知事共同メッセージの発信
- ・ 東京都緊急事態措置案の事前公表

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（3月27日現在・次回、4月8日更新予定）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始（ほぼ毎日午後6時45分から配信）

(主税局)

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージなどを、SNS、CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能

- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都 3月号 1面 で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3月 13日～15日 に、新聞主要 6紙 に相談フロー図、知事メッセージを掲載
- ・ 広報東京都 4月号 1面・2面 で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレトーパーに加え、食料品に関しても買い占めを行わないよう、ホームページや SNS で発信
- ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請

(オリンピック・パラリンピック準備局)

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・ 都立スポーツ施設等の休館

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 1 1 万枚を提供
- ・ 都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4月7日受け入れ開始）

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本 IT 団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）

- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成

(中央卸売市場)

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予

(建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置
- ・ 「緊急事態宣言」の検討に伴う都立学校の対応を通知（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知予定（区市町村にも同様に通知予定）

(人事委員会事務局)

- ・ 採用試験の延期
（令和2年度「東京都職員 I 類 B 採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員 I 類 A 採用試験」）
- ・ 管理職選考の延期

(東京消防庁)

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止

- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止
- ・ 採用試験の延期（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及びI類）」）
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

(案)

時 分現在 第 報

令和 2 年 4 月 日
東京都新型コロナウイルス感染症対策本部

専決処分による条例制定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処分により下記の条例を制定しましたので、お知らせします。

記

東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例 (新設)	総務局
--	-----

〔概要〕

新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責について定める。

- 行政上の権利利益に係る満了日の延長
 - 新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の特定権利利益に係る満了日を、令和○年○月○日まで延長する措置をとることができるものとする。
※ 延長措置を講ずる具体的な特定権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、告示により別途指定
- 期限内に履行されなかった行政上の義務の免責
 - 条例等により履行期限のある義務が、新型コロナウイルス感染症のまん延により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても、令和●年●月●日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないものとする。

〔施行期日〕

公布の日

問合せ先
総務局総務部文書課
電話 03 (5321) 1111 内線24-250
直通 03 (5388) 2325
担当 大島、木伏、竹村

職員食堂等の休業等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、東京都第一・第二本庁舎及び都民広場内の職員食堂等について、弁当、医薬品及び日用品の販売を除き、以下のとおり休業等といたしますので、お知らせいたします。

1 休業等とする理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月7日、緊急事態宣言が発令されました。職員食堂等においても、都民及び来庁者の皆様の健康と安全を最優先に考慮し、一定期間休業等とさせていただきます。

2 休業等とする施設

施設	場所	4月8日以降の営業
職員食堂	第一本庁舎 32 階	11 時 30 分から 14 時まで、 17 時から 19 時まで営業 <u>※弁当販売に限定</u> <u>※カフェは終日休業</u> <u>※座席の利用は停止</u>
	第二本庁舎 4 階	11 時 30 分から 14 時まで営業 <u>※弁当販売に限定</u> <u>※カフェは 11 時半から 15 時まで営業</u> <u>※座席の利用は停止</u>
専門食堂	都民広場 地下 1 階	休業
売店（医薬品・日用品）	第一本庁舎 32 階 第二本庁舎 4 階	通常営業 9 時から 18 時まで
売店（書籍・文具）	第一本庁舎 2 階	休業
売店（証明写真コーナー）	都民広場地下 1 階	休業
売店（弁当販売所）	第一本庁舎 16・26 階 第二本庁舎 10 階	休業
旅行相談所	第一本庁舎 16 階 第二本庁舎 1 階・17 階	休業
喫茶コーナー	第一本庁舎 1 階 第二本庁舎 2 階	休業

3 休業等の期間

令和2年4月8日（水曜日）から当面の間

「第 18 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 2 年 4 月 7 日（火）19 時 30 分

都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは第 18 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

本日の会議につきましても、前回と同じように、この庁議室への出席人数に関しまして、限定をして開催いたします。なお、この場に参集していない各局の局長等につきましては、スカイプの通話により会議に参加をしております。

それでは資料に基づきまして進行してまいります。

まずは「新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応」です。現在の状況、主な国、地域ごとの発生状況及び国内の発生状況につきまして 4 月 6 日の 12 時時点の情報を挙げているところです。

都の発生状況ですが、1116 名。これは昨日 20 時時点での状況になっております。

一枚おめくりください。国の動き、それからもう一枚おめくりいただいて都の動き、そしてもう一枚おめくりいただいて昨日の時点で東京都緊急事態措置案として公表をしたところです。

「新型コロナウイルス感染症への各局の対応」でございます。総務局は、「新型コロナウイルスのコールセンター」を設置いたしました。また宿泊施設における、感染者への支援のため、自衛隊の派遣要請をしております。

福祉保健局は、感染者の患者を受け入れるため、ホテル等の施設を都が確保をして、本日から運用をしております。

教育庁は、新型コロナウイルス感染症対策における緊急事態宣言に伴う都立学校の対応等を通知予定としております。

次に、専決処分によります条例制定ということにつきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

私からは、まず、「新型コロナウイルス感染症対策に関連して新設する2つの条例」について、ご説明いたします。

まず、「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」であります。この条例については、新型コロナウイルス感染症に対する措置の強化を速やかに行うため、本日4月7日（火曜日）に専決処分を行ったものでございます。

本条例では、都の責務や都民及び事業者の責務を定めるとともに、知事の附属機関として、新たに東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会を設置することがポイントとなっております。

審議会の委員は5人以内とし、感染症対策の専門家、弁護士、経済に精通する有識者をお願いすることとしています。

次に、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例でございます。本条例では、新型コロナウイルスのまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るため、都の行政手続に対して特別措置を実施するための手続を定めるものでございます。

具体的には、①行政上の権利利益満了日を延長すること、②期限内に履行されなかった行政上の義務の免責の規定を設けることとしています。

この条例については、緊急事態宣言後、法令に基づく行政手続に係る政令が、国から発出される予定となっております。都としては、その政令を踏まえて、今後、専決処分を実施する予定のものです。条例につきましては以上であります。

引き続き、職員食堂及び売店等の取扱いについてでございます。

今回、緊急事態宣言が発令されたことによりまして、職員食堂等を一定期間休業等とさせていただきたいと思っております。

まず、第一・第二本庁舎の職員食堂については、食堂としては機能を停止いたしまして、弁当販売のみを行います。職員は弁当を購入した上、自席に戻って食事を摂ってもらうこととなります。

また、都民広場地下1階の専門食堂については休業といたします。売店等についても同様です。

これらの取扱いについては、4月8日から当面の間といたします。休業等の詳細は資料をご覧ください。

なお、各局の皆さんにおかれましては、感染症の感染拡大防止の観点から、引き続き昼休み（休憩時間）の分散化を積極的に活用するとともに、利用の際には、列の間隔を空けるいわゆるソーシャルディスタンスをしっかりと確保するようご協力をお願いしたいと思います。説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。そのほかに発言のある局長等ございますか。

スカイプで参加されています局長等でご発言がありましたら、ミュートを解除していただきまして局名をご発言ください。よろしいですか。

それでは本部長、知事の方からお願いいたします。

【知事】

ご承知のように、本日夕刻、政府によりまして7都府県を対象に、緊急事態宣言が行われました。

東京都は、全域を対象として4月7日から5月6日までのほぼ1ヶ月程度の期間が示されたところでございます。

この緊急事態宣言を受けまして、都としてまずは感染拡大防止のために最も重要なものとして、都民に対して4月8日午前零時から特措法第45条第1項に基づきます外出の自粛要請を行うことといたしました。

また、対象施設等の範囲については、国との調整が必要なものがございまして、これについては、引き続き国との調整を行うところであります。

状況は緊迫しております。都としては、具体的な内容について鋭意、国と調整を行うが、東京の厳しい状況を鑑みて、4月9日（木）に都の施設使用制限に関する成案を得、翌日10日に発表し、外出自粛の効果等を踏まえ、翌々日11日から実施する予定です。

昨日お話しした緊急事態措置に対しての都民や事業者のご質問や不安に応える為に設置した、「緊

急事態措置相談センター」については、本日9時に業務を開始したところであります。

先日お話した、緊急事態宣言後の都庁の体制につきましては、明日から新型コロナウイルス感染症拡大の防止やライフラインの維持等に従事する職員を除き、概ね2割程度の出勤に抑えることといたします。

新たに発生する業務については、業務の休止、縮小等により生じた各局の職員を応援要員として、機動的・機能的に実効性のある業務遂行体制の構築をいたしてまいります。

最後に都民そして事業者の皆様へのお願いになりますが、本日の緊急事態宣言を受けまして、改めて意識の変容を図る、意識を変えていく。これからの30日間で新型コロナウイルスを封じ込める強い意識をもって行動していただきたいと存じます。

自分を守る、大切な人を守る、そして、社会を守るためご不便もおかけいたしますけれども、措置の内容につきましてご理解、ご協力を賜りたい、そしてこの国難を都民一丸となって乗り越えていきたいと存じます。どうぞご協力よろしく願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。以上で、「第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了いたします。